

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料		
34	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用)などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	大規模な工事や山岳地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及び工期を前撮とした契約を行わないよう、交付手続きに関するQ&Aに定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。 当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の新築計画の見直しを余儀なくされた。											
35	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流域計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議のスキームの迅速化・提出書類の簡素化	2つ以上の都府県にまたがる流域計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年～2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流域計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。 また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中間整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続きを行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。	策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。	下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」	国土交通省、環境省	石川県							

環境省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ここ数年の政府全体の公共事業費(国土強靱化事業を除く当初予算)は概ね6兆円前後で推移しており、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金(以下、「本交付金」という。)も約16～18億円で推移している。国庫債務負担行為等を制度化した場合、当然に2年度目以降の単年度歳出化分の確保が必要となる一方、大幅な予算額の伸びは期待できない中で、2年度目以降の単年度歳出化分もこの枠の中から捻出する必要がある。提案団体並びに共同提案団体の合計10団体(1事業あたり交付金50,000千円(2か年度・1年目と2年目同額)の事業を開始した場合、2か年度目に他の単年度事業に充当される交付金額は、総額から250,000千円減少することとなる。この減少幅を本交付金の令和3年度当初予算額1,656,624千円と比較した場合、単年度事業へ充当可能な予算額は約16%減少し、令和3年度の1事業あたりの交付金配布額の平均額1,749千円で換算すると、約21事業が採択されないこととなる。国庫債務負担行為等を導入することで、結果として、単年度事業に充当する経費が余計に圧縮されることは必ず有り、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念される。また、近年においては、毎年のように災害が発生している。災害復旧事業については、当然に補正予算等も検討されるものではあるが、必ずしも予算措置が保証されるものではなく、また、被災の状況によっては迅速な対応が必要となる場合もあり、年度当初の予定を変更して、緊急的に災害復旧事業に充当させる事例も散見されるところである。国庫債務負担行為により2か年度目に用途が固定されることは、このような柔軟な事業執行にも影響があるものと考えられる。なお、本提案について、各都道府県においてどの程度需要があるのか、アンケート等を実施して把握に努めることを検討している。	5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすことについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			令和3年12月20日付け事務連絡「自然環境整備交付金等に関するアンケート調査について(依頼)」を、環境省自然環境局自然環境整備課と内閣府地方分権改革推進室の連名で47都道府県に発出し、令和4年2月に回答を得た。回答内容を精査したところ、国庫債務負担行為等の制度化を希望しない都道府県数が、希望する都道府県を上回った。また、当省が「第1次回答」「第2次回答」で示した、単年度事業に充当する意見の圧迫等の懸念に関して、複数の団体から同様の意見が提示された。これらの点を踏まえ検討をした結果、国庫債務負担行為等の制度化は見送ることとした。	
		【全国知事会】 流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都道府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。 ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都道府県にまたがる水圏等がある場合の当該水圏等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文中不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。 ○いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。	【国交省】 2つ以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第1項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考ええる。地方、当該手続きについて、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであるとの指摘を踏まえ、国への協議について報告に見直しとともに、必要に応じて、事前に、国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討して参りたい。また、2以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがる水圏等がある場合に、当該水圏等が協議の対象とならないことについては、別途通知を発出して都府県等に周知してまいりたい。2以上の都府県にまたがる河川の河川関係検討について、一般河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするともに、二級河川のみ場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要とする。また、河川関係検討の記載事項等の一部を修正するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、別途通知を発出して地方整備局等(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む)並びに都道府県等に周知してまいりたい。	6【環境省】 (3)下水道法(昭33法79) (ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。(関係府省・国土交通省)	1ポツ目 法律等	1ポツ目 法律:令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行。 省令:令和4年8月20日施行。	1ポツ目 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出とする内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が公布・施行され、あわせて下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第2号)が同日に施行された。	
						2ポツ目 通知	2ポツ目 令和4年8月19日	2ポツ目 流域別下水道整備総合計画において、二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都道府県等に通知した。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知)	
						3ポツ目 通知	3ポツ目 令和3年12月22日	3ポツ目 流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をし、その旨を地方整備局及び都道府県に通知した。 流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(通知)(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知) 流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(送付)(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【吉小牧市】</p> <p>①自治体排出量カルテ、②「要因分析法」により各自治体が独自に算定、③「簡易法」により各自治体が独自に算定、の大きく分けて3つの手法で排出量を算定できます。このうちどれを正式な排出量の推定方法にするのかお示しただかないと、各自治体が勝手に算出した排出量に対する脱炭素を目指し、結果として脱炭素に至らない結果とならないでしょうか(全自治体の排出量を合算しても、温対法上の排出量等の数値と合致しなくなる)。</p> <p>「支援を行う事」も非常にありがたいものの、「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時にお示しただきたいと考えます。「自治体排出量」カルテの数値を正とするのであれば、各自治体で改めて現状を推計する必要はなくなります。</p> <p>【平塚市】</p> <p>当市は、必要な統計データがすべて公表された直後から、二酸化炭素排出量の推計値の算定に取組み、公表を行っているが、「自治体排出量カルテ」で公表された排出量と一致しないため(部門によって近い数値もあるが、大きく乖離している部門もある)、カルテを活用できない。当市の算定方法は、コンサルタントに依頼し作成した算定方法ではあるが、具体的にわかりやすく統一された算定方法をマニュアルの中で、明示していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策推進法で規定された地方公共団体実行計画の策定について、国において技術的援助の強化を図ること。</p> <p>○地球温暖化対策推進法の改正により、市町村の実行計画の策定については、事実上の義務付けが生じることから、地方公共団体の現状・支障に沿った技術的な支援や全ての地方公共団体に行き渡るような支援体制の充実と併せて、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策による温室効果ガス排出量の削減量の明確化についても対応を検討いただきたい。</p>	<p>今年度改定を行う「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」において、国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの排出削減効果をお示しする。また、同マニュアルについて、今年度中に地方公共団体向けの説明会等において周知する。</p> <p>地方公共団体実行計画(区域施策編)の推進に当たっては、地方公共団体が独自のデータに基づき推計した排出量や、「自治体排出量カルテ」により公表された排出量のいずれを活用しても差し支えないものと考えている。</p> <p>なお、自治体排出量カルテにおける推計データは、統計による全国又は都道府県の炭素排出量を、製造品出荷額などで簡易的に推分した値であり、その精度には限界がある。したがって、地方公共団体が独自の方法で推計している値と乖離する場合があります。このため、より正確な排出量を地方公共団体が求めたい場合、地方公共団体において独自に推計等を行うことを推奨している。これらの考え方については、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」などで周知しているが、改めて丁寧に示していきたい。なお、地方公共団体実行計画(区域施策編)を推進するに当たって、地方公共団体が自らの判断で独自の推計を行うことを環境省として否定することは、地方公共団体の取組の裁量を下げることにつながりかねないため、考えていない。</p> <p>専門人材の派遣については、「地域脱炭素ロードマップ」において、国の積極支援のメカニズムの一つとして人材派遣・研修等を掲げており、他省庁とも連携しながら必要な支援を行っていく。</p> <p>また、地方公共団体への支援メニューとして、令和4年度概算要求において、地域の再エネ設備導入ポテンシャル調査などによる地方公共団体の計画策定や、地域の合意形成などの取組を支援する予算を盛り込んだところ。</p> <p>加えて、各地方環境事務所の新体制も強化し、各地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画の策定・実施等に関する支援を行っている。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(a)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(ii)地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	通知等	令和4年3月31日	<p>「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援について、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定したことを通知した。</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について」(令和4年3月31日付事務連絡)</p>		
		<p>【全国知事会】</p> <p>地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行について、国において技術的援助の強化を図ること。</p> <p>○市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務の廃止が困難である場合には、気候変動影響評価を地方公共団体(特に市町村)が行う事はその専門性等から困難であることを鑑み、地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を行うべきではないか。</p>	<p>地理的に近接しており気温や降水量の変化が(都道府県単位の評価でカバーできる程度)同様であったとしても、国や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討していきたい。</p> <p>○市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務の廃止が困難である場合には、気候変動影響評価を地方公共団体(特に市町村)が行う事はその専門性等から困難であることを鑑み、地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を行うべきではないか。</p> <p>このような地域特性や住民ニーズを的確に反映した、より適切な地域の計画を策定できるのは、住民から近いところで日々業務に当たっている市町村のみであることから、地域気候変動適応計画の策定については、市町村の努力義務規定を維持することが適当と考えている。</p> <p>「より効果的な支援を行うべき」という御指摘については、現行の地域気候変動適応計画策定マニュアルにおいても、国の気候変動影響評価報告書や気候変動適応計画から関連箇所を抜粋して整理する方法や実例を掲載したり、地域毎の気候予測を1kmメッシュで出力可能なウェブサイトを紹介するなど記載している。要なる対応として、来年度に予定しているマニュアル改定に当たっては、例えば地域名を選択すると、適応計画のひな形に同地域に関連する気候変動影響情報の抜粋が記入されたものが出力されるツールの作成など、計画策定を担当する市町村職員の負担をさらに軽減するべく検討を進めたい。また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)について、広域協議会や自治体向け研修などの機会でも周知を進めるとともに、多くの情報の中からマニュアルに沿った地域適応計画の策定に必要な情報が見つけやすくなるように工夫すると、引き続き改善を進めたい。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(b)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(iii)地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p> <p>・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合などは明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	1ポツ目 通知等	令和4年3月31日	<p>国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能であること及び相談窓口の掲載されたウェブサイトのURLを地方公共団体に事務連絡した。また、同事務連絡を環境省ウェブサイトに掲載。さらに、令和4年2～3月に開催された気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)においても、同趣旨を周知・説明済み。</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について」(令和4年3月31日付事務連絡)</p>		
						2ポツ目 通知等	令和5年3月31日	<p>地域気候変動適応計画策定マニュアルについて、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)」の記載内容を踏まえて改正するとともに、計画策定の負担軽減に資するツールを公開し、地方公共団体に通知した。</p> <p>地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂について(令和5年3月31日付環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【栃木県】 実施主体毎にまとめて交付申請書・実績報告書が作れるようになることはありがたいが、浄化槽設置整備事業の場合、一つの様式に環境配慮事業と通常事業の両方をまとめることに現在苦慮している。 様式やマニュアルを見直すにあたっては、摘要欄を極力使うことなく指定されたセルに値を入力するだけで書類が完成するような、作成が容易にできる様式を導入していただきたい。 【大牟田市】 申請に要する負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご提案を踏まえ、引き続きマニュアル等の見直しを行ってまいります。	5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごと一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	通知等	令和4年3月31日	「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(令和4年3月31日付環境省環境再生・資源循環局長通知) ※上記通知において、令和3年の地方からの提案を踏まえて、予算区分に関わらず事業ごと一括して交付申請書等を提出することを可能とするための様式改正を実施。また、上記の改正通知の発出を受けて、地方公共団体の担当者の理解を図るため、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」(いわゆる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年4月1日付事務連絡)の上、周知。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。 ○制度の全国統一的な運用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。 ○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。	事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議(第190回国会閣法第46号 附帯決議)においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、農連合の所管地域(8府県)においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。	5【環境省】 (9)中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16業1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)			事業分野別指針に関する各都道府県の意見を確認するため、各都道府県へのアンケート調査を行った(調査の依頼を8月1日に発出、8月20日提出期限で実施)結果、新たに事業分野別指針を希望する都道府県はなかった。そのため、策定の要望が強い事業分野は現状はないと判断せざるを得ず、新たな事業分野別指針の策定は行わない。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例	見解	補足資料
94	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関する資料の見直し	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならないが、このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものとする。	下水道に関する事業計画の策定・変更の手續の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。	下水道法第25条の11第4項、第6項	国土交通省、環境省	愛知県	仙台市、茨城県、千葉県、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県	○環境大臣への意見聴取及び通知の手續に必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。	環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況等の観点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求められている資料のみでは確認できない。下水道事業計画の変更は、し尿の処理も必要と認められているが、意見聴取及び通知に必要としている資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。	保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事があると浄化センターで本来処理すべき能力分もし尿処理施設で充分に改築をおそれがあり、その重複投資を避けることを目的としていると考えられる。現状、し尿処理施設の改築の有無に関係なく同一の資料を作成しているが、改築の有無により資料を分け、改築がない場合は一部の資料を省略するなど、地方公共団体の負担が軽減されるよう、事務の簡素化等を検討して頂きたい。また、流域別下水道整備総合計画が定められている地域における下水道事業計画策定の場合、国土交通大臣は環境大臣の意見を聴取する必要はなく通知にとどまる。現状、通知の際にも意見聴取の際と同一の資料を作成しているが、地方公共団体から環境大臣に意見を聴取するものではなくかつ本来国土交通省において行う通知であるため、地方公共団体においての資料作成を不要とすることを検討して頂きたい。	
106	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	下水道事業計画の見直し	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に関するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。	本市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを契機に、下水道事業計画を変更して予定処理区域を0.4ha拡大し、管渠布設を行った。本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手續に約1.5か月の時間を要した。予定処理区域の面積を数ha程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合には一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可が向意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村に類似した地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手續の簡素化を図ることが可能と考える。したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。	下水道事業計画の変更手續を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。	下水道法第4条、第5条、下水道法施行令第2条の2、第5条の2、下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて(平成27年11月19日事務連絡)	国土交通省、環境省	熊本市	仙台市、千葉県、横浜市、富山県、福井市、名古屋市、福井市、田原市、京都市、広島市、徳島県	○本市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画(以下「事業計画」という。)の変更を毎年行っている状況である。本市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めていただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手續の簡素化をすべきである。○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手續に時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一道路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。	下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更(軽微な変更は該当しないもの)について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる。下水の放流先は水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的に見地から確認する必要があるためである。ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。	当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断することが可能である。また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上で区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であるとする。当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に對し十分な理解を得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更として整理できるよう引き続き検討していただきたい。
125	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	国定公園の公園計画の決定等に係る手續の簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手續が非常に煩雑である。公園計画の決定等に係る一連の手續について簡素化(具体的に)は通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなどしていただきたい。	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。公園計画の決定等に係る一連の手續を経て、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにも関わらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手續が煩雑になっている。	手續きが簡素化され、行政事務の効率化に資する。	自然公園法第7条第2項、「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)	環境省	長野県、岩手県、福島県	茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県	一	今般都道府県からの手續が煩雑であるという提案を受け、当該通知について、令和3年度中に改正し、環境省原案の関係地方行政機関への協議は都道府県を経由せず、環境省で実施する方向で検討したい。(既行の手續きにメリットがあるとされている都道府県もあり得るため、提案以外の都道府県意見も聴いた上で判断したい。)	国定公園の公園計画の決定等に係る現行の手續きは、まず都道府県において国の関係地方行政機関に意見聴取を行った上で都道府県案を作成し、環境省に申出を行うこととなっている。環境省は、申出を受けて環境省原案を作成し、都道府県を経由して国の関係地方行政機関へ協議を行うことになっているが、都道府県から見れば、都道府県案作成時に既に国の関係地方行政機関に意見聴取を行っているものであり、また、この協議の経由に当たって都道府県が意見を付す機会はなく、単に経由するだけであって、この経由は全く不要な手續きであると考えられる。今回、環境省原案の国の関係地方行政機関への協議は、環境省において実施する方向で検討いただけたこととであり、ぜひ実現していただけるよう願っていた。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		様式の簡素化については、保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直し等を検討している。環境省では、国土交通大臣から通知があった場合にも、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況について、保健衛生上の観点から確認を行っているため、最低限必要な項目が記載された資料については提出いただく必要があると考える。	5【環境省】 (3)下水道法(昭33法79) (1)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 (関係府省:国土交通省) 【増置済み(令和3年11月28日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】				
【富山市】 主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業(道路改良)による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府県からの回答を求めたい。	【全国知事会】 公共下水道事業計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないか。国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないか。 ○同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないか。 ○予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないか。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。	下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目についての変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を(下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が)客観的見地から確認する必要がある。 一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特段の問題は生じないものと考えることができる。 よって、予定処理区域のみの下水道事業計画の変更で、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更に該当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討することしたい。 なお、このような場合にあっても私人等への影響は考慮する必要があることから、軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならぬものとする方向で検討することしたい。 また、追加提案団体からご提案いただいている、同一道路内での主要な管渠の配置の変更については、同一道路内が同一の建築基準法第42条に規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである(下水道法施行令第5条の2)。	5【環境省】 (3)下水道法(昭33法79) (四)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。 (関係府省:国土交通省)	政令等	政令:令和4年7月15日公布、令和4年8月20日施行。 省令:令和4年8月20日施行。	公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする改正を行う「下水道法施行令の一部を改正する省令」(令和4年政令第248号)が公布・施行され、あわせて「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年国土交通省令第62号)が同日に施行された。		
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第一次回答のとおり、対応していく。	5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。	通知	令和4年4月1日	国定公園の指定及び公園計画の決定等について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知) 自然環境局長通知を改正し、環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとした。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。</p>	<p>○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。)は、シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の縮小を目的として、生息状況等の調査等を行った上で、都道府県や市町村等が行う計画的な捕獲に係る目標や狩猟に係る規制緩和等を定めた、概ね3～5年間の中長期的な期間で定める総合的な管理計画である。 一方、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(以下「実施計画」という。)は、特定計画の捕獲目標を達成するため、都道府県が行う捕獲の具体的な計画であり、前年度の捕獲実績を踏まえ、PDCAサイクルを回しながら、機動的、効果的な捕獲となるように原則として1年ごとに見直しを行う計画である。よって、両計画は、期間、目的、内容等も異なっている。 特に、ニホンジカやイノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動も大きいという特徴を有する。そのため、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて専門家などの科学的知見を踏まえ、1年ごと等の一定のサイクルで目標の達成状況を評価、検証し、実施計画の見直しや修正を行うことが必要である。このように効果的な捕獲等を行うために両計画が役割分担して互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。 なお、提案団体からご指摘の平成29年の通知については、「地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)」を踏まえ、必要に応じて年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを都道府県に示したものであるが、本通知も上記のように実施計画の短期的な見直しの必要性を前提としている。 ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、現行制度においても、特定計画と実施計画をまとめて定めることは可能と考えている。 今後、都道府県の事務負担をより一層軽減するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る計画の簡略化、記載事項の省力化に努めていきたい。 なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における一次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていたらよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。</p>	<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (2)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	(1)			
		<p>【全国知事会】 第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次報告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。</p>	<p>○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に定めることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などとなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県において、鳥獣の生息状況等を勘案して当該鳥獣の管理を図るために定める総合的な計画であり、その計画の策定・変更に関しては、審議会その他の合議制機関(以下単に「合議制機関」という。)への意見聴取を行うこととしている。 合議制機関は、普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから、行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づいて均衡ある組織運営が定められる必要がある。そのため、合議制機関への意見聴取を行う趣旨としては、合議制機関の議を経ることにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。 なお、当該計画の達成を図る必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされている(法第14条)。その場合も、こうした合議制機関の意見聴取をした上で行うこととされているのは、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る観点からである。 また、提案団体における環境審議会においては、委員の構成等が特定鳥獣の調査・審議に「そぐわないものとなっている」とのこと。 しかしながら、特定鳥獣の調査・審議に即した部会等の組織の設置や委員の選定等については、提案団体の現行の条例においては、都道府県知事に委任されており、行政機関の合理化・簡素化の観点も踏まえつつ、柔軟に対応することが可能となっている(既に多くの都道府県でそのように対応している(※))。さらに、環境省において「鳥獣プロダクターバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介することが可能である。 (※)審議会の下に部会を設置している例が、現在37都道府県において確認されている。また、そのうち鳥獣関係の審議をより専門的に実施できるよう「鳥獣部会」又は「野生生物部会」等として、一定程度の専門性を持つ部会としている例が、23都道府県において確認されている。</p>	<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に關し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]</p>	(2)通知	令和4年3月28日 令和4年3月29日	<p>・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
170	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づき大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気)22「うち県実施分19地点」) 【支障事例】現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m ³)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m ³)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m ³) 当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。	測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシン類常時監視業務の合理化が図られる。	ダイオキシン類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について、大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。	埼玉県、熊本県	埼玉県、千葉県、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県	○当県においても、近年、大気中のダイオキシン類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m ³ 前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準(0.6pg-TEQ/m ³)と比較し、10分の1程度となっている。本提案のとおり、大気環境中のダイオキシン類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。	各府省からの第1次回答	ダイオキシン類常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき法定委託事務として自治体へ実施しているが、測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしている。現在の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせて算定が可能となっている。御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。	見解	現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。一方、具体的な支障事例にも記載しているが、当県におけるダイオキシン類濃度については、「過去10年程度の間に比べて、環境基準値のおおむね3割以下を達成しており、上記の条件を上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。なお、全国においても、平成18年度以降環境基準超過はなく、また、平成22年度～令和元年度の10年間、97%以上の地点が環境基準の1/6以下であり、上記の条件を大幅に上回っている状況が続いている。上記のとおり、全国の大気中のダイオキシン類濃度が環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案したものである。今回のいただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ基準値の3割以下」より高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。
171	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。	【現行制度】大気汚染防止法において、都道府県は大気中の汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分): 二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47) 【支障事例】近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO ₂)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。 ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用 ・自動測定機及び常時監視システム保守費用 ・自動測定機消耗品(電気代・通信費) 下記についての事務の軽減化が図られる。 ・測定データ確認作業 ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等) ・環境省報告事務 【参考(データ数)】 二酸化窒素 測定局地点数80×24時間×365日 =700,800回	大気汚染防止法第22条、法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	環境省	埼玉県、川崎市	札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県	○当市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、当市では国の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。 ○本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。 ○当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となつてきている。(令和3年度予算約3,800万円)	大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定委託事務として自治体へ実施していただくこと、測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしていること。現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせて算定が可能となっている。御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討していただきたい。	見解	現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間に比べて、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。一方、例えば、当県における一酸化炭素(CO)の値については、「過去10年程度の間に比べて、環境基準値の1割以下を達成しており、上記の条件を大幅に上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。なお、全国における直近10年間の一酸化炭素(CO)の値については、環境基準値の概ね1割以下であり、上記の条件を大幅に上回っている。上記のとおり、全国でも特定の汚染物質においては環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が長期継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方公共団体の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案を行ったものである。今回のいただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間に比べて、環境基準等を達成し、かつ基準値の3割以下」より高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。
177	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命ずる場合のみ提出させることとする。 山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴収が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出手続きの完了に時間を要する状況がある。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴収が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出手続きの完了に時間を要する状況がある。	申請者の負担軽減や書類審査の迅速化による円滑な事業の執行及び審査業務の合理化	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪府、広島市、宇和島市、大分県、宮崎県	○当市においても、同意書が提出されないことで届出の完了に時間を要することがある。特定有害物質による汚染がないことを条件とするが、添付書類(同意書)を削減することができれば、審査の迅速化や合理化は期待できる。 ○当県における届出事例80件/年のうち、40件程度に同意書が添付されている。山林等の大規模開発の場合、1申請につき500～1000筆の同意書が添付されることもある。 ○土地所有者の相続手続きが完了していない場合、関係人の調査等が難航する可能性があり、開発スケジュールに影響を及ぼすなど届出者にとっては大きな負担となりえる。そのため、対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当しないと判断できる場合は、同意書の添付を省略することとし、手続きの合理化を図る必要がある。	土地所有者以外の届出者が行おうとする土地の形質の変更について、土壌汚染対策法第4条第3項に該当する場合には、都道府県等は第4条第1項届出者ではなく所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者)をいう。以下同じ。)に対し調査命令を出すこととなるため、第4条第1項に基づく届出時点において、所有者等が同意していることをあらかじめ確認しておく必要がある。同意書については必ずしも新たに同意書を作成する必要がある。土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環境水大発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。なお、仮に同意書を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われる。逆に地方公共団体の事務負担の増加を招く可能性があると思われる。	見解	法第4条第1項の届出の趣旨は土壌汚染の状況を把握するための調査のきっかけとするものであることから、土地所有者以外の者が行う届出時の最低限必要な添付書類を「形質の変更の範囲を明らかにした図面」とし、届出全体の1%程度である調査命令発出のときに、発出先である土地の所有者の確認(登記事項証明書・土地の形質の変更の工事の請負契約書等の確認)をする事務手続きにすれば、現在全届出を対象として実施している書類審査や補正指導等の事務の大幅な軽減につながる。なお、「同意書については必ずしも新たに同意書を作成する必要がある(中略)例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる」とあるが、道路整備事業等において、土地の売買契約完了前に土地の取扱いに着手する場合等工事請負契約の発注者と土地の所有者が異なるケースや口頭による契約の場合等、同意書を要するケースが見受けられる。また、仮に同意書を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られていない土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われる可能性があるが、そのようなケースは法第66条第1項第2号に罰則規定があるため、多くは想定されず、確実に大幅な事務の軽減につながる提案を採用するべきである。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。	5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (1)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和4年3月31日	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。	5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	令和4年3月31日	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	
【広島市】 実態として、土地所有者等の同意を得ているが、同意書又はそれに代わる書類を作成することなく着手しようとする工事は存在しており、自治体の指摘により着手30日前までに同意書を作成させなければ、届出の受付ができない事例はある。加えて、届出者が同意書作成に躊躇する事例(土地が共有物である場合、全ての共有者と調整し、同意書を作成する必要がある等)が多く、届出制度を運用する上で支障となっている。 なお、土壌汚染対策法の目的を達成するためには、仮に土地所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更であっても、工事着手前に土壌汚染の状況を把握し、その汚染による健康被害の防止に努めるべきと考える。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		提案団体等のご要望や調査命令に至る運用の実情を踏まえて、同意書の添付に関する要件について所見の見直しを検討したい。 本規定は、形質変更の届出が工事を行う事業者によって提出されるケースが多い一方で、調査命令に至った場合、実際に調査を行うのは当該土地の所有者等であることから、事前に同意書を求めることにより円滑な調査命令発出・調査実施につなげることを目的として設けられているものである。一方で、いただいたご意見を踏まえて、事前の同意書を不要とし調査命令発出の際に土地の所有者等の確認を行う手続きに見直しした場合、土地の所有者等の確認に時間を要している間に、調査命令の発出が遅れて形質変更が行われ、さらにはそれを契機とする土壌汚染の拡散を防止できないおそれが生じる。 したがって、同意書を撤廃したとしても、調査命令の対象者である土地の所有者等を届出時点で明確にすることは法目的の遂行上不可欠である。 今後、各自治体の運用状況や実態等を十分に調査した上で、円滑な調査命令の発出と事務負担の軽減が両立できる形で、所見の見直しを検討していく。 なお、見直しが措置されるまでの同意書の扱いについては、既存の資料等で足りることを改めて周知する考えである。具体的には、同意を得る方法(工事の請負契約書、口頭での契約又は同意等)にかかわらず、同意が分かる文面(口頭での契約であれば口頭で契約した旨を記載した書面)であれば足りること等について、「土壌汚染対策法」に関するQ&Aへ具体的に記載するといった形で対応したい。	5【環境省】 (12)土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に関する届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：農林水産省)	省令、通知	・省令：令和4年3月24日公布 ・通知：令和4年3月24日発出	・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) ・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	制度的な支障事例 具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									支障事例	各府省からの第1次回答	見解	補足資料			
															団体名	支障事例	
184	B	地方に対する規制緩和	06	環境・衛生	農林水産業者が行う野外焼却に関する法律	農産物の処理及び清掃に関する法律等	環境省	広島市	千葉県、川崎市、魚沼市、野幌市、小牧市、田原市、京都市、寝屋川市、防府市、宇和島市、熊本市	<p>○本市でも、農業に伴う焼却行為がたびたび行われ近隣住民からの苦情が発生する。その都度現場確認を行うが、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は禁止、罰則の例外とされているため、行政指導を行うのみで行う自らの抑制効果は少ない。「やむを得ないもの」として行われる焼却行為は、消防や警察も出動する一見悪質と思われるケースでも、行為者の主張により行政指導し止まることもある。地方公共団体による個別判断では、行政側での対応にばらつきが生じる恐れもあるため、法解釈が明確化されるよう求める。</p> <p>○本市においても、法令に基づき対応しているが、例外であったとしても、生活環境上支障がある場合は、指導を行っている。生活環境に与える影響が軽微であることが例外規定にあることを考え、農業に伴う野外焼却が認められるという認識ではなく、影響が軽微であれば野外焼却行為を行ったもやむを得ないとの認識のもと行われる。当該焼却行為が支障のない旨の説明を行っている。令和2年度に当該焼却行為に関する通報は、44件であった。</p> <p>○農村部における農業に伴う野外焼却は半ば慣習となっており、都市部等から移転・転入してきた住民と従来から農村部に居住している農業従事者との主たる苦情の原因となっている。現に管内でも同一の行為者及び通報者への対応を繰り返す事例もあり、現場対応に係る負担が増加している。また、現場での一時的な指導は、根本的な問題の解決に至らないため、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等の例外の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等と併せて運用が必要と考える。</p> <p>○農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として、農業者が行う種々の焼却と明記されているのみであり、現場対応に苦慮する場面がある。例外規定の更なる具体例や判断基準を明確にすることで、統一した必要な指導を行うことができる。</p> <p>○本市においても、北部地域で農業を営んでいる方がおり、年に数件野焼きによる苦情を寄せられる。現地において、当事者に説明等を行い、野焼きに関する規定等を説明するが、提案都市からの事例と同様に、法律と通知に相反することが規定されているため、効果的な指導にはなっていない。そのため、野焼きに関する明確な規定を設けていただきたい。</p> <p>○消防庁と農林水産省とも連携して行う必要がある。本市では、農業行為に伴う野焼きを行う場合、最近、事前に消防署に「焼煙届」を提出して、火災と区別して、不要な現場確認を行わずともような方法をとっている例がある。しかし、この場合も、行為者は、別に地域コミュニティの合意を取ることが必要で、合意がとられておらず、連絡、苦情に発展している場合が見られる。農業行為に伴う野焼きに限らず、些細な落ち葉焼き、バーベキューの煙なども、近隣住民への説明、合意がないことが原因で苦情に発展している。苦情(通報)の段階では、農業行為と見做し、何を燃やしているのかわからないため現場を確認する必要がある。また、苦情ではないものの煙を見た市民が苦情で通報、連絡するケースもあり現場確認のための出動件数が増えている。</p> <p>○本市においても年間約80件の野焼き対応をしているが、そのほとんどが農業活動に伴う野焼きであり、いわゆる例外規定になっている。現在は、周辺環境への影響を鑑みて、通報に基づき口頭指導を行っているところだが、法的拘束力が乏しい交渉が継続する場合があるため、判断基準をより明確化する必要があると考える。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律等が明確に定めること、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようにするなど、きめ細やかな対応が可能となる。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外については、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として罰則を課しないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却と見做し、行政指導等を行うことは可能」とされている。本市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中で合意が得られるものであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが現実されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造となっており、対応に苦慮するなど支障となっている。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律等が明確に定めること、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようにするなど、きめ細やかな対応が可能となる。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外については、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として罰則を課しないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却と見做し、行政指導等を行うことは可能」とされている。本市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中で合意が得られるものであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが現実されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造となっており、対応に苦慮するなど支障となっている。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律等が明確に定めること、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようにするなど、きめ細やかな対応が可能となる。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外については、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として罰則を課しないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却と見做し、行政指導等を行うことは可能」とされている。本市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中で合意が得られるものであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが現実されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造となっており、対応に苦慮するなど支障となっている。</p>	<p>農産物の処理及び清掃に関する法律等が明確に定めること、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようにするなど、きめ細やかな対応が可能となる。</p>
203	B	地方に対する規制緩和	06	環境・衛生	土地の形質変更に関する法律	土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区	農林水産省、環境省	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東予市、宇島町、久万高町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対して了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替として、届出の迅速化・簡素化は期待できる。</p> <p>○本市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事業により問題となことは想定されないことである。なお、土地利用に制限があることから土壌調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うこと同意が得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことも土壌汚染対策法の趣旨に沿って運用が可能であることから、現行の地方分権のルール範囲においても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更も可能と考える。</p> <p>○土壌汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めたものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能と考える。</p> <p>○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	<p>土地の形質変更の対地面積が3千㎡を超える事業地区</p>	
219	B	地方に対する規制緩和	06	環境・衛生	環境分野における各種計画策定の統合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。	環境省	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県	盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市	<p>地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。ついでには既に周知しているところであり、引き続き、旅行通知、計画策定のマニュアル、速報解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に關する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		廃棄物処理法第16条の2第3号の規定に基づく廃棄物の焼却については、必要に応じて、同法第19条の4に規定する措置命令での他行政指導等を行うことが可能であること等、両条項の関係性を明確化する等の通知等の発出を行う予定である。	5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) 廃棄物の焼却禁止(16 条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19 条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]				
		【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。		第一次回答で示したように土壌汚染対策法第4条第1項において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りる。土地改良事業実施に係る同意書や土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を同意を証する書面として取扱うことについて、例えば「土壌汚染対策法に関するQ&A」へ具体的に記載するといった形で対応する。	5【環境省】 (12)土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更しようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:農林水産省)	省令、通知	・省令:令和4年3月24日公布 ・通知:令和4年3月24日発出	・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) ・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環境省令第202212号環境省水・大気環境局長通知)	
		【全国知事会】 環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統合などの見直しを行うこと。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただきたい。	地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであるが、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、金銭資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。 なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における1次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていたらよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平20法50) (1)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。))21 条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	通知	令和4年3月31日	「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について」(令和4年3月31日付け事務連絡) ※上記において、「令和3年の地方からの提案等に關する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを通知した。	